

空家問題

家を放っておくとどうなる？

劣化・老朽化

使いたい、売りたいと思った時には、住めなくなっていることもあります。



「自分には関係ない」
…と思いませんか？



不動産価値の下落

老朽化に伴い、価値が下がっていく可能性もあります。

空き家の所有者等には**管理責任**があります！

□ 正しく管理しましょう

●相続登記、住所等変更登記の申請が義務化

- ✓ 令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化されました**。
- ✓ 相続により不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしない場合、過料が科せられることがあります。
- ✓ 令和8年4月1日から**住所等変更登記の申請が義務化されました**。
- ✓ 氏名・住所（法人の場合は名称・住所）について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更登記をしない場合、過料が科せられることがあります。

●管理・解体

- ✓ 将来、家をどなたが管理するか、ご家族とお話をされていますか？
- ✓ もし、使用する予定がないのであれば、正しく管理するか、解体することも考えられます。
- ✓ 危険となった空家を解体する際は、補助金を受けられる場合もございますので、**住宅政策課**へお問い合わせください。

●民間窓口のご案内

- ✓ 市では協定を結んでいる団体を紹介することができます。
- ✓ 例えば、空き家の売買、相続、リフォーム、解体などのご相談について、各専門の窓口をご案内いたします。



法務省ホームページ



解体補助金概要



空家に関する
相談窓口

■ 売りたい・貸したい

●空き家バンク

不動産仲介は難しそうだ。
空き家バンクを活用して
個人で売却をしよう！

住んでほしい



空き家の所有者

佐世保市
空き家バンク・移住定住情報サイト

させぼ暮らし



- ✓ 登録は無料！空き家オーナーと利用者をマッチング。
※登録条件は**住宅政策課**へお問い合わせください。

●

地震に強い住まいづくり

●安全・安心な住まいを目指して

旧耐震基準の住宅



安全・安心な
住まい



耐震関係
補助金説明

✓ 昭和56年5月31日以前に工事をはじめた住宅は、旧耐震基準で建てられており、現在の基準に適合しない場合があります。

✓ これまで地震が少なかった地域でも、今後、いつ・どこで起こるか分かりません。

✓ 安全・安心な住まいとなるように、ご自身の住宅の耐震性能について知ることと、必要に応じて耐震改修を行うことが大切です。詳しくは**建築指導課**へお問い合わせください。

■お問い合わせ

※このページ(空家・耐震関係)
に関するご質問に限ります

●住宅政策課・建築指導課 (代表) 0956-24-1111

※このチラシはインターネットからもご覧いただけます→



このチラシの内容等は令和8年1月現在の予定のもので、予告なしに変更する場合があります。